

科研費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 2 月 12 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「実施方針」という。別添参照）に基づき、下記のとおり、科学研究費助成事業（科研費）により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等を可能とする（以下「本制度」という。）。

1. 本制度導入に当たっての考え方

科研費は、人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする研究費制度である。学術研究は新たな知を基にした価値の創造であるイノベーションの源泉であって、広く知識社会を牽引する人材を育てる重要な役割を担っており、学術研究が将来にわたり持続的に社会における役割を発揮するためには、次代を担う若手研究者の育成がとりわけ重要である¹。

科研費により雇用される若手研究者が、自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。以下同じ。）を行うことを可能とし、独立した自由な研究環境下での活躍を推進することは、若手研究者自身の育成とともに、若手研究者の自由な発想に基づく研究を通じた雇用元の科研費の更なる発展や、我が国全体の学術研究の発展にも資するものであることから、今般、科研費においても本制度を導入する。

2. 本制度の概要

科研費により雇用されている者（以下「科研費被雇用者」という。）は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務に専念する必要があるため、雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間を前提として、自ら科研費に応募することを含む自発的な研究活動等を行うことは認められなかった。

本制度の導入により、各研究機関における必要な手続を経た上で、科研費被雇用者である若手研究者が、雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等を行うことが可能となる。

3. 適用開始時期

令和 2(2020)年度に実施される科研費（継続研究課題含む。また、令和 2(2020)年度に繰り越された研究課題及び令和 2(2020)年度に研究期間が延長された研究課題を含む。）により雇用される若手研究者を対象に、令和 2(2020)年 4 月以降の実施を可能とする

¹ 「学術研究の総合的な推進方策について（最終報告）」（平成 27 年 1 月 27 日科学技術・学術審議会学術分科会）より

(各研究機関における必要な手続を経た上で、雇用元の科研費の研究代表者又は研究分担者(以下「研究代表者等」という。)が、雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施を認めることが必要。)

なお、科研費被雇用者が自ら科研費に応募する場合の取扱いについては、令和2(2020)年度科研費の公募要領における取扱いと併せて、令和2(2020)年4月以降は本制度も適用される。

4. 対象研究種目

全ての研究種目の研究課題を対象とする。

(ただし、若手研究者の雇用経費を支出することが制度上想定されない研究種目は除かれる(研究成果公開促進費 学術図書等))

5. 対象研究機関

科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)第2条に規定される全ての研究機関(民間企業等の文部科学大臣が指定する研究機関を含む)を対象とする。

6. 対象となる若手研究者

各年度4月1日時点において「40歳未満」又は「博士の学位取得後8年未満」の者であって、研究活動を行うことを職務に含む者とする。

なお、自発的な研究活動等として科研費に応募する場合は、科研費の応募資格を満たす必要があることに留意。

7. 実施条件

「実施方針」に定める条件どおり、次の条件を全て満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2) 研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3) 研究代表者等が、雇用元の科研費の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(雇用元の科研費の研究課題に従事するエフォートの20%を上限とする)

8. 従事できる業務内容

「実施方針」に定める内容どおり、上記7の全ての実施条件を満たす自発的な研究活動等とする。

9. 実施方法

「若手研究者の募集」、「申請方法」、「活動報告」及び「活動の支援、承認取消」等の各研究機関における具体的な実施方法については、「実施方針」を踏まえ、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の科研費の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。

なお、申請内容や活動報告内容等については、文部科学省又は日本学術振興会に対する一律の提出は求めないので、各研究機関において適切に保管すること（必要に応じて報告を求めるとともに、実地検査等において確認する。）。